

## 社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会 役員等の費用弁償及び旅費に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役員等の費用弁償及び旅費の支給に関し、定款第10条及び第25条の定めるところにより必要な事項を定めるものとする。

### (役員等)

第2条 役員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 各委員会委員

### (費用弁償)

第3条 役員等が職務を執行する会議に出席した場合に費用弁償を支給する。ただし、役員等のうち鴻巣市行政職に対しては、原則としてこれを支給しない。

2 前項の規定による費用弁償の額は、1日あたり2,000円とする。

### (旅費)

第4条 役員等が、社協の用務のため旅行したときは、社協職員旅費規程を準用し旅費を支給する。

### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、昭和59年5月30日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。